# 介護福祉士寒務者可修\*\*1

# 介護職員初任者可修\*\*2

### 受講費用の一部を 補助します

## 居宅介護職員初任者可修\*\*3

#### ●補助について

	対象者条件	補助金の額
個人	□芦屋市内の障がい福祉サービス事業所において勤務中 □過去1年以内に対象となる研修を修了し、受講費用を支払い済み □対象研修を修了した日以降同一の事業所における勤務期間(休職期間は除く) が3か月を経過し、かつ引き続き勤務している □助成を受ける経費について他の助成を受けていない □本事業に基づく同一の研修に対する助成を受けていない	2分の1
法人	□芦屋市内で障がい福祉サービス事業所を運営 □過去1年以内に対象となる研修を修了し、事業所が勤務中であるものに対して、受講費用の4分の3以上を負担している □勤務中であるものが、対象研修を修了した日以降同一の事業所における勤務期間(休職期間は除く)が3か月を経過し、かつ引き続き勤務している □助成を受ける経費について他からの助成を受けていない □助成対象となる従業者が本事業に基づく同一の研修に対する助成を受けていない	3分の2

※1 助成上限6万円 ※2※3 助成上限3万円

問い合わせ先

<del>=</del>659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市障がい福祉課(市役所南館1階15番窓口)

TEL: 0797-38-2043

